

わたしたちの運動で 拡充を実現

1995年の阪神淡路大震災を契機として、被災者の生活再建に必要な国の支援を求め運動がとりくまれました。その後、1998年に議員立法で「被災者生活再建支援法」が成立しました。

全国災対連は、各地で頻発する災害によってうまれた被災者を支援するため、地域における災害対策組織の結成などに尽力してきました。同時に、被災者に対する支援策の拡充を求め、国会請願署名にとりくんできました。

こうしたわたしたちの運動により、少しずつではありますが、支援策の拡充が図られています。

被災者生活再建支援法の沿革

1998年	議員立法で成立。全壊家屋に最高100万円支給
2004年	全壊・大規模半壊世帯に最高300万円支給
2007年	年齢・所得要件の廃止など
2019年	被災世帯の範囲の拡大(居住困難住宅を追加)

ほかに、東日本大震災に際し、迅速な支給を図るなど対応が図られています。

被災者生活再建支援法による支援金の現状 (10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等が対象)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

問題点

資材・人件費の高騰で今の支援金額では住宅再建は不可能。さらに半壊以下の家屋被害には支援金が支給されない。支援金の増額と対象範囲の拡大を！

災害弔慰金制度

対象災害	受給遺族	支給額
①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、 ②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	ア. 生計維持者が死亡した場合500万円 イ. その他の者が死亡した場合250万円

※上記の対象災害によって重度の障害を受けた場合、「災害障害見舞金」(生計維持者250万円、その他の者125万円)が支給されます。

2026.7

支援金の拡充に向け、国会請願署名にご協力を